

様式第2（第5条関係）

会議録

1 附属機関の名称

犬山市通学路安全対策連絡協議会

2 開催日時

令和6年7月29日（月） 午前10時から午前11時まで

3 開催場所

市役所2階 203会議室

4 出席した者の氏名

- (1) 委員 浅岡正視、長谷川誠、高木順二、間部克敏、早川健太、曾我公彦、稻山達也、祖父江貴宏（代理：犬飼）、藤原英智、伊藤修、高橋秀成、吉田昌義
(2) アドバイザー 磯部友彦
(3) 事務局 滝教育長、中村教育部長、西村学校教育課長、阪下学校教育課統括主査、渡辺学校教育課主査補

5 協議事項

- (1) 犬山市の通学路対策について
(2) 犬山市通学路交通安全プログラムについて
(3) 犬山市通学路交通安全プログラムに掲載している対策予定箇所の過去の実績等について
(4) 令和6年度通学路改善要望スケジュールについて
(5) 令和6年度通学路安全施設 新設・改修要望箇所一覧表について

6 傍聴人の数

0人

7 内容

事務局：

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

ただ今より、令和6年度第1回犬山市通学路安全対策連絡協議会を開催いたします。

私は、本日の司会進行をつとめさせていただきます、犬山市教育委員会学校教育課長の西村と申します。よろしくお願ひいたします。

皆様には、本協議会への委員就任を、快くお引き受けいただきましたことを、心よりお礼申し上げます。

委嘱状につきましては本来、手渡しするべきですが、会議の進行上あらかじめ皆様のお手元におかせていただきました。任期につきましては、今年度末までとしておりますので、今後ともどうぞよろしくお願ひいたします。

本日、公務等の理由により、犬山警察署生活安全課長渋谷委員、愛知県一宮建設事務所道路整備課長祖父江委員が欠席となっております。

なお、一宮建設事務所から犬飼様が参加されています。

本協議会は、犬山市内の通学路における児童・生徒の交通安全及び防犯・防災上の安全を確保することを目的として、その対策を進めるため設置、開催するものです。

なお、本協議会の設置については、犬山市通学路安全対策連絡協議会規則で規定しております。

また、本協議会は附属機関に位置づけられており、委員会は基本的に公開し、傍聴が可能となります。本日傍聴人はいません。また、会議録が市ホームページへの掲載となります。会議録には、附属機関の長が指定した者2人以上の署名を得るものとなります。

会長については、犬山市通学路安全対策連絡協議会規則第5条により、PTA連合会代表にお願いすることになっております。

それでは、本年度会長を務めていただく浅岡会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。

浅岡会長：

～浅岡会長あいさつ～

事務局：

ありがとうございました。会長については、PTA連合会代表の浅岡様、副会長は、小中学校校長会代表として長谷川様にお願いいたします。また、委員の方は、会長、副会長、11名で構成させていただいております。

なお、昨年に引き続き、中部大学の磯部教授に本協議会のアドバイザーになっていただいております。アドバイザーの方は、通学路の安全対策やその仕組みについてご助言をいただく立場で、適切なご助言をいただいている。よろしくお願ひいたします。

さて、今回第1回ということで、議事に入ります前に、本日は今任期初めての会議でありますので、委員の皆様に簡単に自己紹介をいただきたいと思います。

本日、代理で出席いただいている方もいらっしゃいますが、あわせてお願ひします。

副会長の長谷川委員より順番に自己紹介をお願いします。

委員：

～各委員 自己紹介～

事務局：

ありがとうございました。

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。

- 1 犬山市通学路安全対策連絡協議会次第
- 2 令和6年度犬山市通学路安全対策連絡協議会委員名簿

- 3 犬山市通学路安全対策連絡協議会規則
- 4 資料1 犬山市の通学路対策について
- 5 資料2 - 1 犬山市通学路交通安全プログラムについて
- 6 資料2 - 2 犬山市通学路交通安全プログラムに掲載している対策予定箇所の過去の実績等について
- 7 資料3 令和6年度通学路改善要望スケジュールについて
- 8 資料4 令和6年度通学路安全施設 新設・改修要望箇所一覧表について

資料の不足や乱丁がございましたら、事務局により交換をさせていただきますので、お申し出下さい。

それでは議事に入りますので議事進行については、犬山市通学路安全対策連絡協議会規則に基づき、浅岡会長にお願いいたします。

浅岡会長：

規則に基づき、私が議事進行をさせていただきますので、委員皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

まずは、先ほど事務局より説明のあった会議録の署名は、高木委員と間部委員にお願いします。

それでは、会議に入ります。次第に従いまして進めさせていただきます。

協議事項(1)「犬山市の通学路対策について」を事務局より説明をお願いします。

事務局：

資料1 「犬山市の通学路対策について」を説明

浅岡会長：

それでは、協議事項(1)「犬山市の通学路対策について」のご質問ご意見はありませんか。

(発言なし)

浅岡会長：

続きまして、協議事項(2)「犬山市通学路交通安全プログラムについて」、協議事項(3)「犬山市通学路交通安全プログラムに掲載している対策予定箇所の過去の実績等について」を事務局より説明をお願いします。

事務局：

資料2 - 1 「犬山市通学路交通安全プログラムについて」、資料2 - 2 「犬山市通学路交通安全プログラムに掲載している対策予定箇所の過去の実績等について」を説明

浅岡会長：

それでは、協議事項(2)「犬山市通学路交通安全プログラムについて」、(3)「犬山市通学

路交通安全プログラムに掲載している対策予定箇所の過去の実績等について」についてご質問ご意見はありませんか。

犬飼氏：

愛知県の取り組みとしまして、通学路の人数が多く、かつ広範囲な箇所については順次防護柵を設置することを予定しています。該当する箇所が犬山市にも2箇所ほどあるため、今後現地確認を行った後、対策が必要であれば通学路プログラムに追加したいと思っています。

浅岡会長：

ただいまのご発言につきまして、ご意見ご質問はありますでしょうか。

(発言なし)

浅岡会長：

それでは、対策予定箇所一覧の追加については異議なしということでおよろしいでしょうか。

(意義なし)

浅岡会長：

ありがとうございました。その他ご質問ご意見はありませんか。

早川委員：

意見ではありませんが、警察でやってきたことや、これからやっていきたいことを簡単にお話させていただきたいなと思います。

通学路ということで、ハード面からまずお話をさせていただきます。今市内では何箇所か歩車分離式の信号を設置させていただいております。この信号ですけれども、愛知県警としても推進をしているものです。構造的にも歩車分離化できる信号について、どこができるのかということを考えて、犬山市内で1箇所検討をしておりますので、正式に決定しましたらご報告させていただければと思います。

愛知県警としてやれることということで、交通規制の見直しということもやっております。昔は必要だったけれども、今は必要なくなった規制もあります。そのために老朽化した標識が倒れて事故になる危険性もございますので、必要な規制については撤廃していくような形で見直しを行っています。

あと、ソフト面の話ですけれども、愛知県警、警察全体として、小学校3年生をターゲットに安全教育を行っています。3年生というと、自転車に乗って行動範囲がどんどん広がっていく年齢であることと、だいぶ理解力が高まってくるということで、小学校3年生を教育し、継続してもらおうということで実施をしています。各学校にも教育の時間をいただけるようにお願いをしておりますので、またご協力のほどいただければ幸いです。

しかしながら、警察で小学生、中学生に、高校生に対して安全教育をやっているのですが、なかなか定着しないところもあるのが実情です。その理由をいろいろ考えていますが、過去に行った、

横断歩道で止まる車の数の割合についての調査で、愛知県は比較的上昇はしていてもまだまだ高くない。それに対して長野県はすごく高いという結果がありました。

なぜかと分析をしたところ、昔から横断歩道で止まるのは当たり前という風潮があるようです。それを、子どもが親の運転で車に乗っていて、横断歩道で止まっているのを見ていれば、子どもが大きくなって車を運転するようになっても止まるようになるということで、やはり大人が見本を見て、その子どもに受け継いでいくことがとても大切だと思います。

警察としても子どもたちに安全教育を行っていますが、子どもたちは守ってくれていると思います。

ただ、年齢がいくに従ってなぜかルールを守らない大人の姿を見て、守らないようになっていくこともあるかと思います。この良い風潮を受け継いでいくためには、大人たちがルールを守ることが一番大切なと思います。子どもたちだけではなく、ご両親やご家族の方、大人の方に対しても安全教育を警察で進めていますので、皆様にもご協力いただけたらと思っています。犬山警察署からは以上です。

浅岡会長：

ありがとうございます。続きまして、協議事項(4)「令和6年度通学路改善要望スケジュールについて」、協議事項(5)「令和6年度通学路安全施設新設・改修要望箇所一覧表について」を事務局より説明をお願いします。

事務局：

資料3「令和6年度通学路改善要望スケジュールについて」資料4「令和6年度通学路安全施設 新設・改修要望箇所一覧表について」について説明

浅岡会長：

協議事項(4)、協議事項(5)についてご質問ご意見はありませんか。

(意見なし)

浅岡会長：

それでは、せっかくお集まりいただいたので、通学路の安全対策についてご意見などはありますか。

稻山委員：

いま対策を予定している内容は、交通安全に関するものですが、防犯の関係などは取り扱わないのでしょうか。例えば、私が勤めている今仙電機の側は夜暗いところが多く、街灯を付けたほうがいいのではとの声があります。あとは監視カメラの話などが協議会で話題になったことがあったと思ったので、防犯に関する対策もあってよいのかなと思いました。

事務局：

規則第3条にありますように、所掌事項として「児童及び生徒の防犯対策に関すること。」とあ

り、当協議会でも防犯対策は対象となります。ただ、夜間についてはあくまでも通学路に関する防犯ということになるため、夜間の照明等については、土木要望などの別の方法にてご相談いただくことになります。

また、学校から提出されている要望には、防犯対策よりは交通安全対策に関して主に出てきております。これまでに登下校中の連れ去りがあった場合には、その都度にはなりますが、協議会にて防犯対策をご協議いただくこともありました。対象にしないというわけではないですが、学校からの要望については交通安全が主であるというのが現状です。

稻山委員：

学校からの要望が交通安全について主であるということですね。

事務局：

はい。夜間の街路灯については、土木管理課より説明いたします。

吉田委員：

まずは報告からさせていただきます。令和5年度の安全対策の実施状況として、犬山南小学校区で市道犬山27号線、場所はさくらヶ丘団地になりますが、路面標示やグリーンベルトの舗装を実施しています。また、東小学校区の犬山ニュータウンの中にグリーンベルトを施工しています。市道犬山今井中線については今井小学校区でもグリーンベルトを施工しています。

また、以前より懸念事項となっていた犬山中学校区についても、グリーンベルトを施工しております。城下トンネルが令和4年9月に壁が崩落してしまい、通行止めを1年半行っていました。それが令和6年3月29日に通れるようになったことを報告いたします。それに伴い、グリーンベルトとカラー舗装を施工しています。

令和6年度も資料2-2にありますように、4件の工事を予定しています。工事については現地調査も行っております。

先ほどの稻山委員からの街路灯についてですが、要望については実施可能なものであれば、今年度中にすぐ対策を行っておりますが、すべての要望に対応することは難しいため、他の要望と調整しながら検討していくかと思いますので、よろしくお願ひします。

稻山委員：

承知しました。

事務局：

事務局から質問させていただいてもよろしいでしょうか。先ほど愛知県一宮建設事務所から防護柵を犬山市で2箇所予定している、犬山警察から歩車分離式の信号を1箇所予定しているとお話をありましたが、現時点では場所がわかれれば教えていただけますでしょうか。

犬飼氏：

対策予定箇所としては、羽黒小学校区と犬山西小学校区に該当する箇所がありまして、羽黒小学校区は春日井各務原線の羽黒新田の近くの区間にになります。犬山西小学校区に関しては、一宮犬山

線という道路になります。

早川委員：

歩車分離式の信号については、まだ検討中のため、申し訳ありませんがお伝えすることができません。

浅岡会長：

それでは最後に、議事全体について、アドバイザーの磯部先生からご意見をいただきます。

磯部アドバイザー：

資料を解説しながら進めたいと思います。まず資料1で法定通学路の説明がありましたが、道路を管理する道路行政的に言いますと、通学路というものはなく、あくまでみんなが使う道です。その中の特に重要なものを法定通学路だと言っているだけの話なので、基本的に道路はみんなが使うものです。その辺りを理解しないと、通学路対策が誰かを悪者にして、「道路が整備されていないからいけない」などとなってしまうのはよくないと思います。主に通学路として使っている時間帯に対して、危険性があるのであれば、対策を考えないといけないという話だと思います。

資料の2でこれまでの経緯がございます。平成24年に京都府亀岡市で大きな事故がありましたが、これに対して犬山市だけではなく、全国で、文部科学省と、警察庁と、国土交通省という国の役所の3つが合同で仕事をしようということで、全国展開をしてきたということです。

最初は愛知県の教育委員会で対策について考えようということで、市内の7つの市町が集まって、そこで対策を事例としてやるという、犬山市がその1つでした。私は県全体の委員会の座長でしたので、犬山市を担当するという形になり、現在も関わることになりました。当時県全体で検討した事例等は今も愛知県のホームページに載っております。

いろいろと試行錯誤しながら行っていますが、資料の2-1のように対策予定箇所及び実施済みの過去の記録も残してもらっています。これは大事なことで、お医者さんのカルテのようなものです。この場所はこうやって直したよと。しかしながら、病院に例えると難病のようなものもあります。実は犬山市にも対策をしたいけども、対策の方法がないという箇所もあります。そこについては、直してもまた継続的にいろいろな対策は継続してやっていかないといけないとは思います。

あとは一般的な話ですが、どうしても安全対策となると、安全を追求したいわけですが、残念ながら安全な道はありません。完璧な安全性を保証できる道はありません。ただ、それをわかっていて、いかにその危険性を減らしていくかという努力を皆さんがなさっているということです。道路を使う人、道路を作る人、直す人みんなが協力し合ってやっていくしかないなと思っています。

その中で個人的に嬉しい話がありまして、研究者が全国的に研究をしていた成果かもわかりませんが、生活道路の法定速度が変わります。法定速度というと、何も標識がない場所では自動車は60キロまで出していい。だけどそれを下げたいときに、速度規制、ゾーン30を行っているわけですが、生活道路の法定速度が来年の9月1日から30キロに変わることになりました。すぐには適用されませんが、先んじて周知していくことが必要だと思っています。それ

をお願いしたいと思います。

対策要望一覧箇所の中に、カーブミラーの設置が要望として多くあります。確かに犬山市は道が複雑で狭い道が多いと思います。だからといってカーブミラーを設置して歩行者の安全性が向上できるかというと、疑問が残るところです。自動車のスピードを下げて欲しいという要望は結構ありますけども、下手にカーブミラーを付けると、スピードはダウンしません。調べると、他の自治体では歩行者や自転車を視認するために、カーブミラーをつけることは原則しないという制限をしている自治体もあります。

あとは、信号のない横断歩道でいかに自動車を止めるかという話について、全国的に議論しております。ドライバーからすると、歩行者がいなければ信号のない横断歩道は特に減速する必要もなく、横断していいわけです。しかし歩行者が横断する場合は止まらなければいけない。そこでドライバーがよく言うのは、「歩行者が歩道にいたけど渡るかどうかわからなかつた」と。どうしたらしいかというと、「私は渡ります」という意思表示をどうするかということですね。自ら行動して危険を減らし、安全性を高めることも大切だと思います。このようなことも様々な方と協力して知恵を出し合っていくことが大事だと思っています。

浅岡会長：

ありがとうございました。私からの質問ですが、西楽田団地の自治会長もやっているのですが、あの辺りは高齢者が多く、自動車のスピードも出ていて、一時停止も無視する方が多い。高齢者で免許を返納する方の割合はどのくらいでしょうか。

早川委員：

依然と比べて返納する方は多い印象はありますが、やはり高齢者でも免許更新する方もいらっしゃいます。個人差もあるので、年齢で線引きすることも難しいと感じています。

対策としては、何度も事故を起こしている方に対しては免許返納をお声がけすることもあります。

伊藤委員：

防災交通課ではコミュニティバスを担当しております、免許を返納された方にはコミュニティバスの回数券1冊11回分を5冊お渡ししています。回数券を受け取りに来ているのは年間250人から300人程度です。免許を返納した方の中には回数券を受け取りに来ていない方もいらっしゃると思いますが、少なくともその程度の人数が返納をされているかと思います。

浅岡会長：

ありがとうございます。それでは、全ての議事が終了しましたので、これで議長の任を解かせていただきます。皆様ご協力ありがとうございました。

事務局：

浅岡会長、どうもありがとうございました。最後に事務局を代表し、教育長の滝よりご挨拶申し上げます。

～教育長挨拶～

事務局：

委員の皆様におかれましては、長時間にわたりご協議をいただきありがとうございました。
それではこれをもちまして、令和6年度第1回犬山市通学路安全対策連絡協議会を閉会させていただきます。

次回については、年明け1月に学校の要望を取りまとめさせていただいた段階と今年の実施状況などをご報告したいと思います。

お帰りの際には、交通事故等お気をつけてお帰りください。

令和6年 月 日

上記に相違ないことを確認する。

(署名) _____

(署名) _____